

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

平成 17 第 16 号、平成 27 年第 7 号、SK2025075、平成 27 年第 3 号

③施設の情報

名称：なかべ学院	種別：児童養護施設
代表者氏名：小田 崇明	定員（利用人数）：45（35）名
所在地：〒750-0081 山口県下関市彦島角倉町三丁目6番17号	
TEL：083-266-1934	ホームページ： http://nakabe-gakuin.org
【施設の概要】	
開設年月日：昭和21年8月20日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人中部少年学院	
職員数	常勤職員：43名 非常勤職員：3名
有資格職員数	児童指導員・保育士：27名 看護師：1名 心理療法担当：2名 栄養士：1名 調理員：3名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等)

④理念・基本方針

1. 法人理念

はぐくむ(愛護)：すべての児童は、愛され保護されすべての福祉を行ける権利を保障される
はばたく(自立)：すべての児童は、心身ともに健やかに育成され、自立への支援が図られる
ささえる(共生)：すべての人々がふれあい支え合って共に生きる地域社会づくりに寄与する

2. 経営方針

- (1) 児童の権利を擁護し、心身の健やかな成長を図るとともに、個々の能力や意思を尊重した支援を提供することにより児童の自立を支援する。
- (2) 国に示した社会的養護推進計画にのっとり、施設の小規模化、多機能化、高機能化を推進する。
- (3) 一時保護やショートステイ等の受け入れ体制の整備に努めるとともに、児童通所支援事業や児童家庭支援センター事業を通し関係機関との連携を深め、地域における児童の健全育成及び子育て支援に貢献する。
- (4) 児童にとっての最善の利益を優先しつつ、保護者と協力し、家庭環境の改善を支援する。
- (5) 各種研修会等への積極的な参加をとおして職員の資質向上を図るとともに、福利厚生への

上に努め、働きがいのある明るい職場づくりを目指す。

⑤施設の特徴的な取組

児童養護施設なかべ学院が、暴力のない安全で安心した生活の場となるよう『安全委員会』を設置している。暴力行為の防止・早期発見に努め、暴力行為が発覚・起こった場合は速やかに対応している。実施にあたっては、児童の人権を最大限に尊重している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年5月8日（契約日） ～ 令和7年12月26日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和4年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・「安全委員会」を核として、こどもの人権を尊重し、プライバシーが守られ、こどもが安心して生活されている様子が伺えました。
- ・職員が連携して子供ひとりひとりの成長を考え、必要に応じた支援をされています。
- ・安全委員会の個別面談、こどもアドボケート制度の活用等、こども自身が思いを表出する機会が設けられています。
- ・職員等の支援により、こどもは積極的に地域活動に参加され、地域からの期待の声も多く、活発な地域交流が進められています。

◇改善を求められる点

- ・中・長期計画（3～5年）について、今後の目標（ビジョン）については聴き取りできましたので、その目標を実現するための現状分析を行い、明らかになった課題や問題点を解決するための、具体的な計画の策定、実行、評価・見直しが望まれます。単年度計画についても中長期計画の反映が求められます。
- ・今後さらに分園化する上で、養育・支援を行う職員が必ず行わなければならない基本となる部分の共有化は急務です。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保つことで、こどもの個別性に着目した対応を行うことが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

社会的養護の変革期における当施設の課題と強みを改めて確認することができました。小規模化・地域分散化、そして高機能化が求められる中、いただいたご意見を改善の糧とし、子ども一人ひとりに寄り添い支援の質をさらに高めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 法人の理念・施設の基本方針が明文化され、事業計画、パンフレット、ホームページに記載され、また施設内の掲示等で周知が図られています。また、年度当初に職員へ周知されています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 社会課題の動向に伴う施設の分園化への計画はありますが、大まかなものでした。より具体的な経営状況の把握・分析が望まれます。		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 定期的に行われているホーム長会議の中で、経営課題が共有されていますが、職員への周知や改善に向けた、組織としての具体的な取り組みを継続されることが望まれます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定	a・b・c

	されている。	
<p><コメント></p> <p>中・長期計画及び収支計画が策定されていません。分園化計画や施設本体管理、分園後の課題等、今後のビジョンについては聞き取りできましたが、明文化されたものではありませんでした。中・長期計画を策定し、職員や関係者に周知することが望まれます。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえた単年度計画が策定されていません。単年度計画には、具体的な事業、養育・支援等に関わる内容の具体化、実施状況の評価が可能であることが望まれます。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、ホーム毎に立案された計画を、ホーム長会議において取りまとめ、実施状況の把握や評価が行われています。今後は、より組織的な取組を進められ、評価・見直しが行われることが望まれます。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画に基づいた行事については、子どもに周知するための工夫が行われています。事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活環境等、子どもの生活に密接に関わる事項も多数あることから、保護者等への周知、理解を促すための取組を行うことが望まれます。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月開催されるホーム長会議にて支援状況について確認し課題を検討するなど、日常的に養育・支援の質の向上に向けた取組が行われています。また、本評価基準にもとづいた自己評価と結果の分析・検討を、組織的に行うことが望まれます。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実施した自己評価、第三者評価等の結果を活用して、職員参画のもとで改善課題を明確化し、解決に向けて組織的に取り組む意識改革が望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 施設長は、会議や研修において施設の方針と取組について表明するなど、積極的に取り組まれています。議事録等でも確認できました。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 施設長は、各種研修に積極的に参加し、遵守すべき法令等の把握に努めておられます。また、把握された内容は職員会議や研修で繰り返し伝達され周知を図っておられます。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 施設長は、養育・支援について、積極的に状況を把握し、評価分析を行っておられます。養育・支援の質の向上のための助言・指導が行われています。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 3か所のホームと本体施設の人員配置は、職員の働く上での諸条件や適性を考慮して行われ、職員ヒアリングをとおして、実効性の向上を意識しつつ働きやすい環境整備に努めておられます。		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント> 実習生の積極的な受け入れ、新人職員に対する教育体制の整備等、確保・育成・定着に向けて取り組んでおられます。具体的な取り組みが計画書に明記されることが望まれます。		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<コメント> 施設で期待される職員像について明示されており、職員への日々の指導の中で周知に努め		

<p>ておられます。また、職員との面談により得た意向・意見を検討するよう努めておられます。人事考課制度を検討されています。職員等が自らの将来を描くことができるような仕組みづくりが望まれます。</p>		
<p>Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個別面談等で職員の意向・意見を聴き取り、施設長自ら課題の解決に取り組んでおられます。職員の就業状況を踏まえた改善策について、具体的な計画に反映したうえで進めていく仕組みが望まれます。</p>		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」を明確にし、個別面談を実施して、職員が抱える課題の解決に取り組まれています。今後は、職員一人ひとりの知識・経験等に応じた具体的な目標の設定が適切に行われることが望まれます。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>資格取得や質の向上のため、内部研修・外部研修に積極的に取り組まれています。今後は、基本方針や計画として策定し、これらに基づく教育・研修が適切に実施されることが望まれます。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>スーパービジョンを行う仕組みがあり、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが実施されています。安全委員会等により、教育や研修の機会が確保されています。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員が適切に実習生に関われるように、オリエンテーションについてのマニュアルは整備され、積極的に実習生を受け入れておられます。今後は実習生の研修・育成についての基本姿勢を明確にされ、効果的なプログラムを用意される等の取組が望まれます。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページや広報誌の活用により、施設の理念や基本方針、養育支援の内容等が公開され、透明性の確保が図られていますが、定期的な更新が望まれます。また、第三者評価の受審の意義をもう一度検討され、質の向上に関わる取組を提示していくことが望まれます。</p>		
22	II—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>質の高い養育・支援を実施する基盤となる、公正かつ透明性の高い経営・運営のため、外部の専門家として税理士や社会保険労務士等の助言を得て、経営改善に活用されています。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員等の支援により、こどもは積極的に地域活動に参加され、地域からの期待の声も多く、活発な地域交流が進められています。また、学校の友人等が遊びに来やすい環境が整っています。</p>		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学習ボランティア等については、施設への理解、こどもへの周知をふまえて受入れておられますが、今後、地域と施設をつなぐ上でも、ボランティアの受け入れを想定した体制整備のための方針やマニュアルの作成が望まれます。</p>		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と情報の共有を図り、密に連携が図られています。また、幼稚園や小中学校、市役所等とも継続的に連携が図られ、養育・支援に活かされています。</p>		
II—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>ファミリーソーシャルワーカーが中心となって、こども食堂等の地域活動に主体的に参画する中で、福祉ニーズを把握する取組をされています。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の取り組みとして、ふくし生活SOS相談所の活動が行われています。災害時には、施設は地域の避難場所になります。地域のこども食堂の運営にも主体的に参加されています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>安全委員会方式を導入し、こどもを尊重した養育・支援が行われてわれています。すまいる宣言、心構え、禁止事項を職員間で共有されていますが、個々の支援の標準的な実施方法の明文化、マニュアルの策定が望まれます。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもと職員のルールブックを作成し、プライバシーが守られるよう、設備の工夫、居室への立ち入りに関するルールの設定などの配慮がなされています。こどものプライバシーの保護に特化した規程・マニュアルの整備が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページや、パンフレット等により、施設の養育理念や施設生活の概要に関する情報が提供されています。養育・支援の内容について、こどもや保護者等にとって分かりやすいよう工夫された資料の作成や、情報提供の工夫が望まれます。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、こどもが受け入れられるようにわかりやすく説明されています。必要に応じて保護者に説明されています。今後は、説明の手順や、意思決定が困難な方への配慮等について書面化するなどルール化され、こどもが可能な限り主体的な選択のもとで同意を得られ</p>		

ることが望まれます。		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行にあたっては、養育・支援の継続性に配慮して関係機関との連携が図られています。子どもや保護者に対して、施設を退所した後の相談方法や担当者については口頭で説明するにとどまっているため、今後の多様なケースへの配慮として、内容を記載した文書での提供が望まれます。</p>		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>安全委員会が月1回こどもの聴き取りをされ、満足の向上のための取組を行っておられますが、こどもの満足に関する調査やこども参画の会議は行われていません。施設全体が共通の問題意識のもと改善への取組を行うために、こどもの満足を把握する仕組みのさらなる整備が望まれます。</p>		
Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは確立しています。今後は、匿名でのアンケート実施等こども達から苦情を申し出やすい工夫が求められます。苦情解決の対応を通じて養育・支援の質の向上が図られることが望まれます。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は話しやすい雰囲気を中心に、言語化の難しいこどもの気持ちを代弁されています。また、安全委員会による月1回のこどもの意見聴取、こどもアドボケート制度の活用等、環境の整備が進められています。今後は、その内容を分かりやすくこどもに伝えるための取組や工夫を望みます。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>安全委員会の聴き取りやおはなしボックスの設置により、子どもの安全を守るための機能だけでなく、子どもからの相談や意見を聞き取り、組織的に対応する仕組みとして機能しています。この仕組みをより効果的なものにするため、対応マニュアルの策定が望まれます。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>事故報告書を作成し周知徹底するとともに、改善・再発防止のための会議を開催されています。リスクマネジメントに関する委員会を開催し、安全確保・事故防止に関する研修を計画する等の体勢整備が望まれます。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 看護師・栄養士を中心に感染症の予防策が適切に講じられています。予防と発生時の対応マニュアルを職員に周知され、日頃から取り組まれています。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 災害避難訓練を月1回実施され、また地区防災訓練に参加され、災害時の初動時の対策は図られています。事業継続計画（BCP）を策定されていますが、職員への周知はこれからとのことですので、早期に取り組まれることが望まれます。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント> すまいる宣言により、こどもの尊重や権利擁護といった基本姿勢は示され、周知されています。さらに、職員誰もが必ず行わなければならない基本になる部分を、標準的な実施方法として文書化し共有されることが望まれます。</p>		
41	<p>Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 個々の養育・支援の実施方法については、子どもからの意見を反映させるなど検証・見直しがされています。さらに、施設として、質の向上に向けた標準的な実施方法の検証・見直しを定期的に行うことが望まれます。</p>		
<p>Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 自立支援計画は、こどもの担当職員が責任者となり、こどもの意向を尊重しつつホーム会議等の関係職員の協議に基づき策定されています。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>自立支援計画の評価・見直しは、半年に1回、もしくは必要に応じて、こどもの意向を尊重しつつホーム会議等の関係職員の協議に基づき評価・見直しされています。</p>		
<p>Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ—2—（3）—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の実施状況の記録は、養育日誌やケース記録に適切に記載され、日々職員間で共有され、ホーム長会議でも共有されています。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規程が定められ、情報セキュリティハンドブックをホームごとに配付し、周知が図られています。個人情報は各ホームの施錠できる職員室で適切に管理されています。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームの入り口にお話しボックス（意見箱）が設置され、こどもの意見を聞く仕組みや、月1回のアドボケイトの受け入れ等、こどもと信頼関係を築きながら思いを聴き取る取組がされています。また、職員に関してはすまいる宣言に基づき、かかわりの振り返り支援方法の共有が行われています。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月1回の安全委員会の聴き取りを通して危険の早期発見・早期対応に努められ、また、日ごろからのかかわりの中でも、こどもが話しやすい環境が整えられていました。聴き取りをした内容については安全委員会で検討するとともに、生活に関する課題についてはホーム会議で協議・対応が行われています。</p> <p>入所時には児童相談所より「権利ノート」の説明をされていますが、その後「権利ノート」やそれに代わる資料などを使用して、随時説明がなされることが望まれます。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		

A③	A—1—(3)—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの発達に応じて、医師やファミリーソーシャルワーカーとも協働して成長過程の振り返りやフォローアップが行われています。成長の記録は用意されていましたが職員と一緒に成長過程を振り返る取り組みの深化を期待します。</p>		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホーム会議ですまいる宣言と全国児童養護施設協議会倫理綱領をもとに支援の振り返りが行われるとともに、安全委員会にて不適切なかかわりの防止や早期発見に努められています。ホーム担当以外の職員がこどもに聴き取りを行う等発言しやすい工夫がされていました。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>一時保護から措置入所となるこどもも多く、事前面談などの機会は設けていませんが受入れ過程で情報共有を行い、こどもの不安を軽減する対応や取り組みは、すまいる宣言など日ごろからの支援の指針に即して行われています。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後職員が家庭訪問する窓アフターケアに努め自立支援担当職員へつなげています。卒園後の家と一緒に探すなどの支援が行われていました。また公用携帯で卒園したこどもとメッセージアプリで相談体制が取れるようにしておられます。</p> <p>退所後、こどもが安定した生活を送れるようにマニュアルやプログラムの策定等、組織としての取組を期待します。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活（食事や入浴の場面）でこどもとコミュニケーションを図る機会を設け、思いを表出する支援が行われています。また、月1回のホーム会議で支援に伴う意識の共有が図られています</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をい	a・b・c

	となむことを通してなされるよう養育・支援している。	
<p><コメント></p> <p>担当職員がこどもの状況を把握し、基本的な事項についてはルールブックに基づいて約束事が決められています。こどもの主張がある場合にはホーム会議で検討されテレビやゲームの時間などが決められています。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>塾や部活、アルバイト等こどもが希望していることは社会経験として実現するよう努めておられます。買い物を一緒に行う等お金の使い方を学ぶ機会が設けられています。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本園食堂にて毎日学習ボランティア来所され、宿題を一緒に行う等学習支援が行われています。また、幼稚園児対象として月1回チューリップキッズ（遊びボランティア）が行われています。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>生活のルールブックに加えて携帯のルールブックもあり携帯電話・SNSの利用について各ホームでの指導・助言が行われています。また、地域の自治会に加入し、こども会活動や町内清掃へ参加されています。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月2回希望に基づく献立調理が行われています。18時の夕食に間に合わない場合には喫食時こどもの希望に応じて温める等の支援をされています。無理に集まって食べるのではなく、こどもの状況に応じて何時からでも食べられる体制がとられています。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>衣服にルールは設けていませんが、場合によっては職員からの助言を行っています。洗濯を自分ですることもありますが、職員が洗濯し畳んだものをこどもが各自で自室に整理するようになっています。また片付けが苦手なこどもに対して職員の声掛けや一緒に行うなど状況に合わせて支援がなされています。</p>		
A—2—(4) 住生活		

A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームごとに部屋の割り振りがされ、プライベート空間には踏み込まないルールがあります。整理整頓が苦手なこどもには、一緒に行くことで片付けの方法を教育されています。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的健康診断を含め、定期薬の服用があるこどもについては看護師・ホーム職員が受診同行し、薬は鍵のかかる部屋で管理されています。夜勤者が薬の準備、与薬票の確認を行い、ホーム職員が服薬までを確認されています。また発達特性についてはホーム会議で看護師が資料を作成しての勉強会を行い、パソコンでケース記録を職員が閲覧できる仕組みを取り入れており、引継ぎ時に看護師と情報共有が行われています。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢別で全体での性教育は行っておられませんが、プライベートゾーンを他者に触らせない、プライベートスペースに他者を入れない等伝える機会を個別に設けておられます。ホーム会議でも、こどもの様子についての話し合いが行われ、必要時には警察署サポートセンターとの連携が図られています。今後に向けて年齢別カリキュラム等の作成が望まれます。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>安全委員会の月1回の聴き取りで課題を把握し、対応策を検討するとともに、こどもを責めない対応をするためにホーム会議や職員間での勉強会が行われています。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日ごろの生活において、物音やこどもの態度、声掛けへの反応など小さな気づきを職員間で共有されています。職員を複数体制にする等の臨機応変な対応、ホーム内で解決が困難な場合には安全委員会や上位会議での検討、ファミリーソーシャルワーカーへの相談等様々な連携支援が行われています。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		

A⑱	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画ではホーム職員、心理士も参加しての立案が行われています。計画の目標(めあて)は担当職員と子どもが話し合い同意のもと決定されています。また、心理士との面談は本園心理面談室又は分園の個室で行われ、保護者に対しては外泊の送迎時などに情報提供が行われています。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平日夕方の学習ボランティアや塾の活用等子どもの希望もくみ取りながら支援が行われています。また、子どもの発達に応じて、忘れ物対策として前日に一緒に確認する等の取り組みをされています。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>奨学金の申請方法や大学等の情報を一緒に話し合う機会を設けて、子どもが自己決定するための選択肢を用意されています。また、進学に不安を抱える子どもについては、本人の希望をもとに児童相談所とも協働しながら措置延長を申請する、退所後も月1回様子を見に訪問する等フォローアップが行われています。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ライオンズクラブとの連携のもと職場体験・実習の機会が設けられています。また、アルバイトについても、子どもと一緒に考えアルバイト先を選定する等の支援が行われています。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>面会、外出、一時帰宅については、ファミリーソーシャルワーカーと担当職員が連携して保護者との橋渡しを行っています。施設の行事予定などは随時保護者にお知らせするとともに参加協力を仰いでおられます。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ファミリーソーシャルワーカーと担当職員が連携して、家庭訪問への同行や、児童相談所との情報共有の上で家族支援を行い、保護者との関係再構築を進めておられます。</p>		

